

適合証明再取得費用補償制度のご案内

(全員加入方式)

概要



JFSMでは、JFS規格(※1)の適合証明された**すべての**組織に対する適合証明再取得費用補償制度を導入しております。



本制度は、上記JFS規格の適合証明された組織が、大規模自然災害(※2)によって施設または施設内の設備・什器が損傷したことに起因して適合証明を取り消された場合に、適合証明等を再取得した際の監査にかかった費用の一部(1事故支払限度額30万円、自己負担額20%)を補償するものです。

(※1) JFS規格はJFS-A/B(食品製造・化学製品製造)、JFS規格(フードサービス)、タイ向けJFS規格を指します。

(※2) 大規模自然災害は、災害対策基本法に基づき内閣府に非常災害対策本部が設置された風災・雹災・雪災・水災をいいます

補償内容



補償の対象となる事故

内閣府に非常災害対策本部が設置された風災、雹災、雪災または水災によって、適合証明された施設または施設内の設備・什器が損傷したことに起因して適合証明が取り消されたこと。



補償期間

2020年1月1日午後4時～2021年1月1日午後4時(毎年、1年毎に更新)。



保険金のお支払方法

次のとおり保険金をお支払いします。ただし、1回の事故につき支払限度額(30万円)が限度となります。

支払保険金
1事故30万円限度

=

適合証明を再取得した際
の監査にかかった費用

×

80%

この保険で補償対象となる例 (JFS-B)

内閣府
非常災害対策本部

J社工場が損傷し、JFS-B規格
の適合証明が取消

J社工場の復旧後、
適合証明を再取得

台風○号上陸

■大型台風○号が日本に上陸し、河川の氾濫や土砂崩れが発生し、内閣府に非常災害対策本部が設置される。

■JFS-B規格の適合証明を取得されたJ社工場施設内の設備・什器が上記の水災によって損傷し、適合証明が一時停止を経て取り消されたので、保険会社へ事故報告を行う。

■その後復旧し、被災してから1年半後に監査会社が、JFS-B規格の再取得のための監査を実施し、再度適合証明される。本監査費用の一部に対して保険金が支払われる。

保険金をお支払いしない主な場合

次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者の理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ この保険契約の申込日において既に大規模自然災害が発生している地域において、同一の大規模自然災害に起因する損害が発生した場合
- ⑦ 事故後12か月以内に当会社に事故の通知がなかった場合
- ⑧ 事故の原因となる大規模自然災害が発生してから被保険者が適合証明を再取得するまでに3年を超える期間が経過した場合。ただし、3年以内に左記監査を実施したが適合証明されなかった場合は、事故の原因となる大規模自然災害が発生してから5年以内に適合証明を再取得したときを除きます。
- ⑨ 事故が発生してから被保険者が適合証明を再度取得しようとしたが適合証明を取得できなかった場合 等

その他のご注意点

■ 保険金請求の手続き

具体的な手続きについては、「適合証明再取得費用補償制度ご請求手続きのご案内」を必ずご確認ください。事故報告書、適合証明が行われた施設または施設内の設備・什器の損傷の写真、適合証明の再取得の監査にかかった費用の見積書、保険金請求書等の必要書類を監査会社とご相談のうえ、取り付けていただく必要があります。

※本資料は適合証明監査費用補償制度の内容についてご紹介したものです。詳しい補償内容については、契約者JFSMが所有している保険約款に記載していますので、ご不明な点がございましたら取扱代理店までご照会ください。

問い合わせ窓口

【制度幹事・取扱代理店】一般財団法人 食品産業センター
（所在地）〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目9番13号（三会堂ビル3F）
（TEL）03-3224-2393 ・（FAX）03-3224-2398

【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社 公務第一部公務第二課
（所在地）〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
（TEL）03-3515-4124 ・（FAX）03-3515-4125